

大阪広域水道企業団公告式条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年11月22日

大阪広域水道企業団

企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第5号

大阪広域水道企業団公告式条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団公告式条例（平成22年大阪広域水道企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第16条第4項及び第5項</u>の規定に基づき、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）の公告式に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(条例の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例は、企業団公報に登載して公布するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情で企業団公報に登載することができないときは、企業団の掲示場に掲示してその登載に<u>代える</u>ことができる。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第3条 <u>規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び企業長名を記入しなければならない。</u></p> <p><u>2 前条第2項の規定は、前項の規則にこれを準用する。</u></p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 規則を除くほか、企業長の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び企業長名を<u>記入しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第16条</u>の規定に基づき、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）の公告式に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(条例の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例は、企業団公報に登載して公布するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情で企業団公報に登載することができないときは、企業団の掲示場に掲示してその登載に<u>かえる</u>ことができる。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第3条 <u>前条の規定は、規則にこれを準用する。</u></p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 規則を除くほか、企業長の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び企業長名を記入して、<u>企業長印を押さなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第3条の規定は、企業団の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「企業長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、企業団の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「企業長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と読み替えるものとする。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、企業団の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「企業長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、企業団の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「企業長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「企業長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪広域水道企業団公告式条例第3条から第5条までの規定は、この条例の施行の日以後に公布又は公表する規則又は規程について適用する。